

## 【新旧対照表】

## 国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針

新	旧
<p data-bbox="241 483 1037 515">国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針</p> <p data-bbox="728 579 1115 659">平成 27 年 9 月 11 日 決定 平成 28 年 2 月 0 日 改定 (案)</p> <p data-bbox="472 675 1115 707">国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議</p> <p data-bbox="163 770 1115 1137">今般のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大については、欧米での感染も見られる中、感染拡大の防止への国際的な取組が進められた。我が国においても、国内で感染が確認された場合や海外で邦人が感染した場合の備えを進め、平成 26 年 10 月には内閣総理大臣を主宰とする「エボラ出血熱対策関係閣僚会議」を設置し政府一体となった取組を行った。また、国際的な取組の中で、我が国も直接又は国際機関との協力等を通じて西アフリカ諸国への支援を行ってきた。</p> <p data-bbox="163 1153 1115 1329">さらに、アラビア半島諸国を中心に発生が報告された中東呼吸器症候群 (MERS) については、平成 27 年 5 月、韓国で感染者の確認及び感染拡大が見られ、我が国においても水際対策等の強化を行った。</p> <p data-bbox="197 1345 1115 1377">西アフリカにおけるエボラ出血熱については、当事国及び国際社</p>	<p data-bbox="1216 483 2011 515">国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針</p> <p data-bbox="1704 579 2092 611">平成 27 年 9 月 11 日 決定</p> <p data-bbox="1449 675 2092 707">国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議</p> <p data-bbox="1137 770 2092 1137">今般のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大については、欧米での感染も見られる中、感染拡大の防止への国際的な取組が進められた。我が国においても、国内で感染が確認された場合や海外で邦人が感染した場合の備えを進め、昨年 10 月には内閣総理大臣を主宰とする「エボラ出血熱対策関係閣僚会議」を設置し政府一体となった取組を行った。また、国際的な取組の中で、我が国も直接又は国際機関との協力等を通じて西アフリカ諸国への支援を行ってきた。</p> <p data-bbox="1137 1153 2092 1281">さらに、アラビア半島諸国を中心に発生が報告された中東呼吸器症候群 (MERS) については、本年 5 月、韓国で感染者の確認及び感染拡大が見られ、我が国においても水際対策等の強化を行った。</p> <p data-bbox="1171 1345 2092 1377">西アフリカにおけるエボラ出血熱については、当事国及び国際社</p>

会の取組により感染が防止されつつあり、また韓国における MERS についても当事国の取組により終息した。しかしながら、これらの事案は、流行国の国民生活及び経済活動への甚大な影響のみならず、国際社会にも大きな衝撃と不安を与えたところであり、これらと同様に国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。

こうしたことから、今回の事案を教訓に、国際社会の動向も踏まえ、国際的に脅威となる感染症について、政府一体となった対策の強化を進めるため、以下のとおり、基本方針を取りまとめる。

なお、本基本方針は、健康・医療戦略推進本部の決定による「平和と健康のための基本方針」とも相互に連携を図るものとする。

## 1. 背景・目的

(1) グローバリゼーションの進展等により国境を越えて国際社会全体に広がる感染症の脅威

今般のエボラ出血熱については、平成 26 年 3 月、ギニアが世界保健機関 (WHO) に対し、アウトブレイクの発生を報告し、西アフリカを中心に感染が拡大するとともに、欧米においても、2 次感染も含め感染が確認された。この西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大について、平成 26 年 8 月 8 日、WHO は国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態「PHEIC (Public Health Emergency of International Concern)」を宣言しており、国際的に懸念される事態となった。

また、MERS については、平成 24 年 9 月以降、アラビア半島諸国を中心にその発生が報告され、その後、欧米、アジアにお

会の取組により感染が防止されつつあり、また韓国における MERS についても当事国の取組により終息に向かっている。しかしながら、これらの事案は、流行国の国民生活及び経済活動への甚大な影響のみならず、国際社会にも大きな衝撃と不安を与えたところであり、これらと同様に国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。

こうしたことから、今回の事案を教訓に、国際社会の動向も踏まえ、国際的に脅威となる感染症について、政府一体となった対策の強化を進めるため、以下のとおり、基本方針を取りまとめる。

なお、本基本方針は、健康・医療戦略推進本部の決定による「平和と健康のための基本方針」とも相互に連携を図るものとする。

## 1. 背景・目的

(1) グローバリゼーションの進展等により国境を越えて国際社会全体に広がる感染症の脅威

今般のエボラ出血熱については、昨年 3 月、ギニアが世界保健機関 (WHO) に対し、アウトブレイクの発生を報告し、西アフリカを中心に感染が拡大するとともに、欧米においても、2 次感染も含め感染が確認された。この西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大について、昨年 8 月 8 日、WHO は国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態「PHEIC (Public Health Emergency of International Concern)」を宣言しており、国際的に懸念される事態となった。

また、MERS については、平成 24 年 9 月以降、アラビア半島諸国を中心にその発生が報告され、その後、欧米、アジアにお

いて散発的ではあるものの、感染が確認されている。そうした中で、平成 27 年 5 月、韓国において、MERS の感染者が確認され、その後、当該感染者との濃厚接触者に感染が拡大した。

このように、感染症については、森林開発や気候変動等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増大し、また交通等の発達に伴う人・物の交流・移動の増大によるグローバル化の進展等により、限定的な地域での感染にとどまらず、国内での感染拡大、さらには国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっており、今後、エボラ出血熱や MERS 以外にも様々な新興・再興感染症も国際的に脅威となるおそれがある。

## (2) エボラ出血熱の感染拡大により得られた主な教訓

○発生早期の段階からの流行国における感染封じ込めとガバナンスの重要性

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大については、国際機関及び世界各国による西アフリカの流行 3 か国における感染封じ込めの対策が遅れたことで、平成 26 年 3 月以降、流行の進行が明らかになった。その後、8 月の WHO による PHEIC 宣言以降、9 月の国連エボラ緊急対応ミッション (UN Mission for Ebola Emergency Response (UNMEER)) の設置・派遣等をはじめ、国際社会が集中的な現地対策を強化した。こうした対策により、平成 26 年 11 月のピーク時には 1 週間当たり約 730 件の新規感染者が報告されていたが、現在は、ギニア及びリベリアについては、WHO によるエボラ出血熱の終息宣言が、それ

いて散発的ではあるものの、感染が確認されている。そうした中で、本年 5 月、韓国において、MERS の感染者が確認され、その後、当該感染者との濃厚接触者に感染が拡大した。

このように、感染症については、森林開発や気候変動等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増大し、また交通等の発達に伴う人・物の交流・移動の増大によるグローバル化の進展等により、限定的な地域での感染にとどまらず、国内での感染拡大、さらには国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっており、今後、エボラ出血熱や MERS 以外にも様々な新興・再興感染症も国際的に脅威となるおそれがある。

## (2) エボラ出血熱の感染拡大により得られた主な教訓

○発生早期の段階からの流行国における感染封じ込めとガバナンスの重要性

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大については、国際機関及び世界各国による西アフリカの流行 3 か国における感染封じ込めの対策が遅れたことで、昨年 3 月以降、流行の進行が明らかになった。その後、8 月の WHO による PHEIC 宣言以降、9 月の国連エボラ緊急対応ミッション (UN Mission for Ebola Emergency Response (UNMEER)) の設置・派遣等をはじめ、国際社会が集中的な現地対策を強化した。こうした対策により、昨年 11 月のピーク時には 1 週間当たり約 730 件であった新規感染者数が、現在は、1 週間当たり 1 桁台まで減少した。一方で、西アフリカでは多大な犠牲を伴いつつも感染拡大が抑

ぞれ平成 27 年 12 月及び平成 28 年 1 月になされている状況である。一方で、平成 27 年 11 月に終息宣言がなされていたシエラレオネについては、平成 28 年 1 月に、再び新規感染者が報告されたところであり、引き続き警戒が必要である。

流行 3 か国における感染封じ込めを通じた国際協力については、人道的支援の観点のみならず、流行国から自国への波及を防止するとともに、国際社会の安全に対する脅威に対処したものであり、国際社会は当初からこうした認識の下で、迅速な現地対応を行うべきであった。また、その際、現地対策を行う国、国際機関、NGO 間の連携が十分に取れず感染拡大を許したとの指摘も多くなされ、こういったグローバル・ヘルス・ガバナンスの課題も露呈した。

○流行国の脆弱な保健システムの強化を促す国際協力の必要性  
(略)

○国内における感染防止対策の継続的強化の必要性  
(略)

○国内における検査・研究体制の整備の必要性

今回のエボラ出血熱の感染拡大を契機に、先進諸国においてはエボラ出血熱等の危険性の高い病原体（一種病原体等）の検査・研究体制が整備されているにもかかわらず、我が国においては特定一種病原体等所持施設がないことが再認識された。

こうした中で、国立感染症研究所村山庁舎内の高度安全試験

えられ、新規発生をゼロにする対応の段階に入っているが、未だゼロになっておらず、引き続き警戒が必要である。

流行 3 か国における感染封じ込めを通じた国際協力については、人道的支援の観点のみならず、流行国から自国への波及を防止するとともに、国際社会の安全に対する脅威に対処したものであり、国際社会は当初からこうした認識の下で、迅速な現地対応を行うべきであった。また、その際、現地対策を行う国、国際機関、NGO 間の連携が十分に取れず感染拡大を許したとの指摘も多くなされ、こういったグローバル・ヘルス・ガバナンスの課題も露呈した。

○流行国の脆弱な保健システムの強化を促す国際協力の必要性  
(略)

○国内における感染防止対策の継続的強化の必要性  
(略)

○国内における検査・研究体制の整備の必要性

今回のエボラ出血熱の感染拡大を契機に、先進諸国においてはエボラ出血熱等の危険性の高い病原体（一種病原体等）の検査・研究体制が整備されているにもかかわらず、我が国においては特定一種病原体等所持施設がないことが再認識された。

こうした中で、国立感染症研究所村山庁舎内の高度安全試験

検査施設（バイオセーフティレベル4（BSL4））については、地元からの理解と協力を得られたことにより 平成27年 8月7日に厚生労働大臣が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき特定一種病原体等所持施設として指定した。

今後は、エボラ出血熱などの重篤な症状を引き起こす感染症の病原体等について、我が国全体として主として危機管理の観点から、万全の検査・研究体制の在り方の検討が必要である。

○国際協力も含めて感染症対策を担う人材育成の強化の必要性（略）

### （3）国際社会の動向

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大を教訓に、グローバル・ヘルス・ガバナンスの必要性が再認識され、WHO、世界銀行、国際連合等の国際機関において、平時及び有事における国際保健システムの構築及び対応力の強化に向けた議論が行われている。

WHOにおいては、感染症のアウトブレイクや緊急事態への初期対応を迅速に行うための基金（Contingency Fund）の創設の決定及びWHOの準備・サーベイランス・対応等の分野における体制強化のための予算増額を含む平成28年-29年予算案が決定されている。また、エボラ出血熱対応についての第三者による暫定評価が 平成27年 7月に出され、今後、これを踏まえた

検査施設（バイオセーフティレベル4（BSL4））については、地元からの理解と協力を得られたことにより 本年 8月7日に厚生労働大臣が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき特定一種病原体等所持施設として指定した。

今後は、エボラ出血熱などの重篤な症状を引き起こす感染症の病原体等について、我が国全体として主として危機管理の観点から、万全の検査・研究体制の在り方の検討が必要である。

○国際協力も含めて感染症対策を担う人材育成の強化の必要性（略）

### （3）国際社会の動向

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大を教訓に、グローバル・ヘルス・ガバナンスの必要性が再認識され、WHO、世界銀行、国際連合等の国際機関において、平時及び有事における国際保健システムの構築及び対応力の強化に向けた議論が行われている。

WHOにおいては、感染症のアウトブレイクや緊急事態への初期対応を迅速に行うための基金（Contingency Fund）の創設の決定及びWHOの準備・サーベイランス・対応等の分野における体制強化のための予算増額を含む平成28年-29年予算案が決定されている。また、エボラ出血熱対応についての第三者による暫定評価が 本年 7月に出され、今後、これを踏まえたWHOの対応が検討されることとなっている。

WHO の対応が検討されることとなっている。

また世界銀行においては、開発途上国におけるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築に向けて Pandemic Emergency Facility (PEF) の立上げが検討されている。国際連合においても、事務総長の下におかれたハイレベルパネルでエボラ出血熱対応の教訓に立った今後の対応について議論が行われ、平成 28 年 2 月に報告がまとめられた (P)。

さらに、平成 27 年 6 月の G7 エルマウ・サミット首脳宣言においても、「保健システムの強化に焦点を当てて保健分野に引き続き関与」すること、「将来起き得る感染症の闘いのために協調し、共通のプラットフォームで調整される分野横断的な専門家の迅速な展開のためのメカニズムを設立又は強化する」ことが確認されている。これまでの G7/8 サミットにおいても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）の設立や国際保健に関する洞爺湖行動指針を発表するなど我が国は保健分野に関する議論及び取組を積極的に主導してきた。こうしたことから、平成 28 年の G7 伊勢志摩サミットや G7 神戸保健大臣会合などにおいて、我が国が以上のような動向を踏まえた対応を行い、その役割をさらに発揮していくことが期待されている。

また、同首脳宣言では、これまで効果があった抗菌薬等が効かなくなる薬剤耐性 (AMR) についても触れられ、平成 27 年 5 月に WHO で採択された薬剤耐性に関する世界行動計画 (グローバルアクションプラン) を支持することが盛り込まれた。同年 10 月の G7 ベルリン保健大臣会合においても、薬剤耐性 (AMR)

また世界銀行においては、開発途上国におけるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築に向けて Pandemic Emergency Facility (PEF) の立上げが検討されている。国際連合においても、事務総長の下におかれたハイレベルパネルでエボラ出血熱対応の教訓に立った今後の対応について議論が行われ、本年 12 月に報告がまとめられる予定である。

さらに、本年 6 月の G7 エルマウ・サミット首脳宣言においても、「保健システムの強化に焦点を当てて保健分野に引き続き関与」すること、「将来起き得る感染症の闘いのために協調し、共通のプラットフォームで調整される分野横断的な専門家の迅速な展開のためのメカニズムを設立又は強化する」ことが確認されている。これまでの G7/8 サミットにおいても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）の設立や国際保健に関する洞爺湖行動指針を発表するなど我が国は保健分野に関する議論及び取組を積極的に主導してきた。こうしたことから、来年の G7 伊勢志摩サミットや G7 神戸保健大臣会合などにおいて、我が国が以上のような動向を踏まえた対応を行い、その役割をさらに発揮していくことが期待されている。

菌等は、国境を越えて急速に拡大し、感染症治療をより困難にしている一方、抗菌薬等の研究開発が停滞していることから、薬剤耐性（AMR）問題に対する対策の一層の強化が求められている。

(4) 本基本方針の目的・位置付け  
(略)

## 2. 基本的な方向性 (略)

### 3. 重点的に強化すべき事項(中長期的な取組を要する事項を含む)

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の教訓等を受け、先進諸国等の対応や国際機関の動向も踏まえて、国際的に脅威となる感染症に係る国際協力及び海外情報収集等の強化、国内における検査・研究体制の整備、人的基盤の整備などの分野において、我が国として今後、以下のとおり重点的に取組を強化することが必要である。その際、以下の事項を意識したグローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな仕組みについては、我が国をホスト国とする 平成 28 年 の G7 伊勢志摩サミットに向けても重要であり、関係省庁等においてその検討を行っていくこととする。

(1) 国際協力及び海外情報収集等の強化

(4) 本基本方針の目的・位置付け  
(略)

## 2. 基本的な方向性 (略)

### 3. 重点的に強化すべき事項(中長期的な取組を要する事項を含む)

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の教訓等を受け、先進諸国等の対応や国際機関の動向も踏まえて、国際的に脅威となる感染症に係る国際協力及び海外情報収集等の強化、国内における検査・研究体制の整備、人的基盤の整備などの分野において、我が国として今後、以下のとおり重点的に取組を強化することが必要である。その際、以下の事項を意識したグローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな仕組みについては、我が国をホスト国とする 来年 の G7 伊勢志摩サミットに向けても重要であり、関係省庁等においてその検討を行っていくこととする。

(1) 国際協力及び海外情報収集等の強化  
(略)

(略)

- ① 感染の発生国・地域での緊急対応のための国際機関等との協力強化による感染の発生国・地域での感染の拡大防止及び感染の予防

(略)

○WHO の IHR の履行確保・強化、GOARN の基盤強化の支援  
(略)

○WHO の緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築についての整合性の取れた対応の検討  
(略)

○国際通貨基金（IMF）による大規模災害抑止・救済基金への対応の検討

平成 26 年 11 月の G20 ブリスベン・サミットにおける要請を受けて、平成 27 年 2 月に、IMF がパンデミック発生後に見込まれる当該国における経済の停滞に対処し、マクロ経済への影響を緩和することを目的として、災害及び感染症が発生した国に対する債務支払いを軽減するために創設した大規模災害抑止・救済基金への対応について、我が国として、パンデミック時における経済安定化への支援の観点から、検討を行う。

- ① 感染の発生国・地域での緊急対応のための国際機関等との協力強化による感染の発生国・地域での感染の拡大防止及び感染の予防

(略)

○WHO の IHR の履行確保・強化、GOARN の基盤強化の支援  
(略)

○WHO の緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築についての整合性の取れた対応の検討  
(略)

○国際通貨基金（IMF）による大規模災害抑止・救済基金への対応の検討

昨年 11 月の G20 ブリスベン・サミットにおける要請を受けて、本年 2 月に、IMF がパンデミック発生後に見込まれる当該国における経済の停滞に対処し、マクロ経済への影響を緩和することを目的として、災害及び感染症が発生した国に対する債務支払いを軽減するために創設した大規模災害抑止・救済基金への対応について、我が国として、パンデミック時における経済安定化への支援の観点から、検討を行う。



○UNDP, UNICEF, UNFPA など実施機関との協力及び政策対話  
(略)

②～⑤ (略)

⑥ グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への  
貢献

WHO、世界銀行、他の国連機関、ドナー国、民間 NGO 等との  
連携・協力強化、IHR の履行強化支援等により、緊急時に即座  
に対応できる国際支援体制の構築について、平成 28 年 の G7  
伊勢志摩サミットは日本がホスト国であることを踏まえ、我が  
国が積極的に貢献し、関連する議論の主導に努める。その際、  
望ましい役割分担のあり方については国連ハイレベルパネル  
における検討や様々な関連する議論にも貢献し、その成果も参  
考にする。

(2) 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研  
究体制の整備  
(略)

①・② (略)

③ 我が国における BSL 4 施設の在り方の検討  
平成 26 年 3 月の日本学術会議の提言等において、BSL 4 施

○UNDP, UNICEF, UNFPA など実施機関との協力及び政策対話  
(略)

②～⑤ (略)

⑥ グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への  
貢献

WHO、世界銀行、他の国連機関、ドナー国、民間 NGO 等との  
連携・協力強化、IHR の履行強化支援等により、緊急時に即座  
に対応できる国際支援体制の構築について、来年 の G7 伊勢志  
摩サミットは日本がホスト国であることを踏まえ、我が国が積  
極的に貢献し、関連する議論の主導に努める。その際、望まし  
い役割分担のあり方については国連ハイレベルパネルにおけ  
る検討や様々な関連する議論にも貢献し、その成果も参考にす  
る。

(2) 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研  
究体制の整備  
(略)

①・② (略)

③ 我が国における BSL 4 施設の在り方の検討  
昨年 3 月の日本学術会議の提言等において、BSL 4 施設は科  
学的基盤が整備されている場所に設置されること、地震等自然

設は科学的基盤が整備されている場所に設置されること、地震等自然災害による使用不能事態に備え、複数のBSL4施設を互いに地理的に離れた地域に建設すること、国が運営・管理に責任を持つこと等の必要性が指摘されている。

我が国において望ましいBSL4施設の配置及び役割等については、先進諸国の動向や上記のような国内有識者の意見等も踏まえ、中長期的な視点で感染症発生時における安全の確保、検査体制の整備及び研究開発の推進の観点から検討を行うことにより、我が国全体としての感染症に対する危機管理能力の向上を図る。

④ 感染症関係の研究開発の推進  
(略)

(3) 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実方策  
(略)

① 感染症危機管理専門家養成プログラム等による人材育成の推進

国立感染症研究所の实地疫学専門家養成コース(FETP-J)を引き続き進めるとともに、厚生労働省を中心に、感染症危機管理関係機関(検疫所、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等)がネットワークを構築し、平成27年4月に、新たに設置された感染症危機管理専門家養成プログラム等の着実

災害による使用不能事態に備え、複数のBSL4施設を互いに地理的に離れた地域に建設すること、国が運営・管理に責任を持つこと等の必要性が指摘されている。

我が国において望ましいBSL4施設の配置及び役割等については、先進諸国の動向や上記のような国内有識者の意見等も踏まえ、中長期的な視点で感染症発生時における安全の確保、検査体制の整備及び研究開発の推進の観点から検討を行うことにより、我が国全体としての感染症に対する危機管理能力の向上を図る。

④ 感染症関係の研究開発の推進  
(略)

(3) 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実方策  
(略)

① 感染症危機管理専門家養成プログラム等による人材育成の推進

国立感染症研究所の实地疫学専門家養成コース(FETP-J)を引き続き進めるとともに、厚生労働省を中心に、感染症危機管理関係機関(検疫所、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等)がネットワークを構築し、本年4月に、新たに設置された感染症危機管理専門家養成プログラム等の着実な実施により、国際的に感染症制御のマネジメントを実施すること

な実施により、国際的に感染症制御のマネジメントを実施することができる専門能力を身に付けた感染症危機管理の専門家を養成し、人材の育成の推進を図る。

②～④ (略)

(4) 国内における感染防止対策及び在外邦人の安全対策の強化  
(略)

① 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進

平成 26 年 11 月に成立した改正感染症法により、都道府県知事等は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に保有する検体を提出すること等を要請できることとするなど、感染症に関する情報収集体制を強化した。この改正感染症法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、国内の感染症情報の収集、分析を行うとともに、感染が確認された場合の対応を含め各種媒体を活用した国民への情報提供を推進する。

②～⑦ (略)

(5) 薬剤耐性 (AMR) に関する取組の推進

薬剤耐性 (AMR) に係る国内対策及び国際協力を促進・強化するため、関係省庁の連携の下、包括的なアクションプランを策定し、政府一体となってその推進を図る。

ができる専門能力を身に付けた感染症危機管理の専門家を養成し、人材の育成の推進を図る。

②～④ (略)

(4) 国内における感染防止対策及び在外邦人の安全対策の強化  
(略)

① 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進

昨年 11 月に成立した改正感染症法により、都道府県知事等は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に保有する検体を提出すること等を要請できることとするなど、感染症に関する情報収集体制を強化した。この改正感染症法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、国内の感染症情報の収集、分析を行うとともに、感染が確認された場合の対応を含め各種媒体を活用した国民への情報提供を推進する。

②～⑦ (略)

(新設)

#### 4. 今後の推進体制

本基本方針に掲げる事項については、本閣僚会議の下に、関係省庁による連絡調整を行う体制を設け、関係省庁間の連携を強化して取組を進めるとともに、今後、本基本方針に基づき、工程表を含む基本計画を本閣僚会議にて策定することとする。

基本計画の策定に当たっては、有識者等の専門的な見地からの助言等を得つつ、戦略的に進めていくこととする。

また、今後の基本計画等の策定に当たっては、平成 28 年の G7 伊勢志摩サミット等を見据えて内容の検討を行うこととする。

以上

#### 4. 今後の推進体制

本基本方針に掲げる事項については、本閣僚会議の下に、関係省庁による連絡調整を行う体制を設け、関係省庁間の連携を強化して取組を進めるとともに、今後、本基本方針に基づき、工程表を含む基本計画を本閣僚会議にて策定することとする。

基本計画の策定に当たっては、有識者等の専門的な見地からの助言等を得つつ、戦略的に進めていくこととする。

また、今後の基本計画等の策定に当たっては、来年の G7 伊勢志摩サミット等を見据えて内容の検討を行うこととする。

以上